

## 建設局各事務所長優良工事等公表要綱

施行	平成元年5月22日
第1回改訂	平成9年6月4日
第2回改訂	平成13年6月1日
第3回改訂	平成16年4月5日
第4回改訂	平成18年2月17日
第5回改訂	平成24年5月23日
第6回改訂	平成31年3月29日
第7回改定	令和2年4月30日

### (目的)

第1 この要綱は、建設局各事務所（東京都組織規程（昭和27年東京都規則第164号）別表3に掲げる本庁行政機関のうち、部相当のものをいう。以下「所」という。）が施行する工事又は委託（以下「工事等」という。）のうち、成績が優良な工事等（以下「優良工事等」という。）を選定し、当該優良工事等（工事・委託件名、受注者等名、現場代理人名（委託は代理人名）、主任技術者等名（委託は主任技術者名）を公表するとともに、賞状を授与することで受注者等の施行意欲を喚起し、もって所事業の円滑な推進に資することを目的とする。

### (公表及び賞状の授与の対象)

第2 公表及び賞状の授与の対象となる優良工事等は、局施行の成績が優良な工事等とする。

### (公表及び賞状の授与の実施)

第3 所長は、優良工事等の受注者等を、掲示して公表するとともに、賞状を授与する。  
2 公表及び賞状の授与は、年1回、前年度に完成した工事等について行うものとする。  
3 第1項の賞状には、記念品を添えることができる。

### (選定の手続)

第4 所の課長は、所管の工事等に第2に該当すると認められる工事等があるときは、所長に当該工事等を推薦するものとする。

### (所優良工事等選定委員会の設置)

第5 優良工事等選定の適正を期するため、所に優良工事等選定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、第4の規定により推薦された工事等について、優良工事等として適当であるか否かを審査するものとする。  
2 委員会の組織及び運営は、課長会に準ずるものとする。

### (優良工事等の決定)

第6 所長は、第4の規定による推薦があったときは、委員会の議を経て優良工事等を

決定するものとする。

(優良工事等の取消し)

第7 優良工事等として公表された工事等のうち、公表後にその当該工事等において、優良工事等にふさわしくない事項が発覚した場合、委員会の議を経て優良工事等の取消しを行うとともに、掲示して公表するものとする。

(細 目)

第8 企画担当部長は、この要綱の実施に関し必要な事項について、細目を定めることができる。

付 則

この要綱は、令和2年4月30日から施行する。